

公 募 説 明 書

1 公募に付する事項

- (1) 調 達 件 名 クレジットカード方式による公共料金等の決済業務に関する契約
- (2) 業 務 の 内 容 仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 令和8年9月1日～令和9年3月31日
- (4) 契 約 保 証 金 免除

2 政府電子調達システムの利用

本案件は、政府電子調達システム(以下「GEPS」という。)により行う。なお、GEPSにより難しい者に限り紙の書類により応募することができる。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和7・8・9年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

- (3) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)の適用される者については、各保険等に参加しており、かつ直近2年間の保険料の滞納がないこと(ただし労働者災害補償保険及び雇用保険については、直近2保険年度の未納がないこと)。

- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) この公募の意思表示提出期限の直近1年間に於いて、厚生労働省所管法令違反により送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けた者でないこと

- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

- (8) PCIDSSに準拠し、外部監査(QSA)による定期的な検証を受けていること。

4 説明会の実施

実施しない。

5 質問の提出等

- (1) 問い合わせ先

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階

千葉労働局 総務部総務課 会計第2係 担当：井岡

電話：043-221-4311 E-mail：ioka-kazuki.zb2@hlw.go.jp

※ この公募説明書、仕様書等に関し質問がある場合は、令和8年7月24日(金)15時までに、書面(任

意様式)により上記へ問い合わせること。

回答は適宜行うこととし、回答事項については電子メールアドレスで連絡先を登録した全ての者に対して通知する。

ただし、軽微な質問については質問者のみに回答する。

(2) 留意事項

この手続に参加する者は、仕様等（公募説明書、契約書（案）、仕様書等）の不明を理由として異議を申し立てることができない。

6 応募方法について

公募参加者は、この公募説明書、別添「仕様書」等を熟覧のうえ応募しなければならない。

(1) 提出書類

本件に応募しようとする者は、下記(2)の期限までに次の書類（全て押印不要書類）を提出すること。提出した書類の引き換え、変更又は取消しをすることはできないので、提出前に充分確認すること。

また、応募書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する可能性があることに留意すること。

ア 申込書

イ 誓約書（及び別添名簿）

ウ 資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）の写し

エ 保険料納付に係る申立書

オ 自己申告書

カ 契約に当たって適用される利用規約等

（この仕様と利用規約の内容が競合する場合にはこの仕様が優先して適用されるので、応募にあたってはあらかじめ了承しておくこと。）

キ PCIDSS の準拠状況が確認できる書類の写し（準拠証明書（AOC）等）

ク 会社案内その他参考となる書類

ケ 委任状（GEPS 上で代理権限を登録済の代理人が、その権限の範囲内で GEPS を用いて応募する場合は不要）

(2) 提出期限

令和8年7月31日（金） 15時00分まで

(3) 提出方法（GEPS で提出する場合）

① 見積金額欄

仕様書記載のとおり、年会費・手数料等は無料であることを応募要件とするが、GEPS の仕様上、見積額を0円とすることができないため、便宜上、入札額を1円と入力すること。

② 電子くじ番号欄

任意の3桁の数字を入力すること。

③ 内訳書（添付ファイル）欄

(1) に示す書類をPDFファイルとして登録すること（提出の際はなるべく1つのPDFファイルとして結合して提出すること）。

(4) 提出方法（紙で提出する場合）

持参もしくは郵送（簡易書留郵便又は書留郵便に限る。）により、(1) に示す書類を上記5 (1) まで提出すること。郵送の場合は提出期限までの必着とする。

7 契約者の決定

(1) 提出された書類を審査し、競争参加資格を有する者の応募であって、かつ、仕様書に適合すると認められる者を受注者とする。受注者となるべき者が複数ある場合には、下記の日時に GEPS を利用した電子くじを実施する。

抽選日 令和8年8月3日（月） 10時00分

(2) 応募の結果については、GEPS により通知する。紙により書類を提出した場合には、電子メールにて通知する。

8 契約書の締結

契約の相手方が決定したときは、すみやかに契約書を取り交わすものとする。原則として契約方式は GEPS を利用した電子契約とするが、電子契約により難しい場合は紙の契約書とする。

9 費用負担

本公募に参加するために生じる提出書類の作成に要する費用その他一切の費用は、応募者の負担とする。

10 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 応募の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した応募、応募者に求められる義務を履行しなかった者の提出した応募、その他公募の条件に違反した者の提出した応募は無効とする。

12 人権遵守への取り組み

公募参加者は、応募書の提出（GEPS の電子入札機能により応募した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

13 その他

この説明書に記載のない事項については、すべて千葉労働局総務部総務課会計第2係員の指示によるものとする。

以 上

申 込 書

令和8年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

住所（又は所在地）

法 人 名

代表者役職・氏名

（代 理 人）

当社は、貴局が公募する「クレジットカード方式による公共料金等の決済業務に関する契約」に応募したいので、公募説明書、仕様書等の内容を確認、了承の上、下記書類を添えて申し込みます。

なお、当社は公募説明書記載の競争参加資格を全て満たしており、契約書案及び仕様書記載の要求事項に沿って契約を履行します。

この申告に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 提出書類は次のとおりであり、事実に基づいて記載しています。

- ア 申込書
- イ 誓約書（及び別添名簿）
- ウ 資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）の写し
- エ 保険料納付に係る申立書
- オ 自己申告書
- カ 契約に当たって適用される利用規約等
- キ PCIDSSの準拠状況が確認できる書類の写し（準拠証明書（AOC）等）
- ク 会社案内その他参考となる書類
- ケ 委任状（GEPS上で代理権限を登録済の代理人が、その権限の範囲内でGEPSを用いて応募する場合は不要）

2. 【紙の書類で応募する場合のみ記入】GEPSで応募できない理由

3. 電子契約不可の場合は✓を記入

☐ 契約書は電子契約により難しい事情がある（紙の契約書を希望する）

以上

電子くじ番号（任意の数字3桁） 紙の書類による場合のみ記入

※「電子くじ番号」は紙による応募の場合に記載することとし、電子調達システムを利用する場合は記入不要（電子調達システムにおいて番号を入力。）。なお、数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力する。

誓 約 書

私（当社）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

法人名

代表者役職・氏名

生年月日（個人の場合）

年 月 日生

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

(誓約書の別添)

商号又は名称：

役職名	氏名	氏名のフリガナ	生年月日

※必要がある場合は、複写の上使用すること。

※必要項目が漏れなく記載されていれば、任意の様式や既存の名簿で代えて差し支えない。

保険料納付にかかる申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

.....
法 人 名

.....
代表者役職・氏名

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

法人名

代表者役職・氏名

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

(代理人とする者)

住所

氏名

(委任事項)

「クレジットカード方式による公共料金等の決済業務に関する契約」の公募に関する一切の件。

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

法 人 名

代表者役職・氏名

この委任状は、GEPS上で代理権限を登録済の代理人が、その権限の範囲内でGEPSを用いて応募する場合は不要です。

仕 様 書

1 件 名

クレジットカード方式による公共料金等の決済業務に関する契約

2 概 要

本業務は、発注者がイシューアである受注者から法人会員として会員番号の発行を受け、それを用いてクレジットカード決済により公共料金等及びインターネットによる少額物品の購入に係る支払いを行うことを目的とする。

3 契約期間

- ① 契約期間は契約締結の日から令和9年3月31日までとする。
- ② 契約期間内において、契約を解除しようとするときは、その1か月前までに相手方に通知するものとする。
- ③ 特に支障のない限り、発行されたカード番号の有効期限の範囲内で、次年度以降契約を更新することを予定している（契約書は別途取り交わす）。

4 会員番号の発行について

- ① 発注者は、受注者が指定する入会申込書により会員番号の付与を依頼し、受注者は、これに応じて速やかに法人会員として会員番号、有効期限及びセキュリティコード（インターネット取引等の際のセキュリティーを高めるために、通常会員番号とは別に指定される符号をいう。）を付与すること。なお、付与する会員番号は、V I S A、M a s t e r、J C Bのいずれかに対応しており、かつ、公共料金等の支払が可能であること。
また、受注者は、発注者からカード使用名義の変更依頼があった場合は、速やかに新規番号の付与が可能であること。
- ② 物理的なクレジットカードを発行せずに、会員番号のみ発行する取り扱いとすること。
- ③ 会員番号の発行予定件数は1件とし、利用見込額等は別表1のとおりとする。なお、会員番号の発行件数等については、必要に応じ別途協議の上で増減できるものとする。
- ④ キャッシング機能、分割払い機能、リボルビング払い機能、タクシーチケットの発行等、公共料金等支払に必要でない付帯的な与信サービスの提供は行わないこと。
- ⑤ 発注者は、発注者の管理する建物において発生した公共料金等の支払い及びインターネットによる少額物品の購入について、カード決済を利用することとし、指定外用途の決裁や、外国からの決裁等を制限できること。
- ⑥ 年会費、発行手数料、会員番号の付与・変更、入退会等の各種手続きに要する手数料及び発注者のカード決済に係る手数料等、名義の如何を問わず、加盟店の利用代金以外の経費は無料とすること。

5 支払い及び不正利用について

- ① 発注者は、公共料金等及びインターネットによる少額物品の購入に係る支払いを受

注者を介して支払おうとする場合は、当該支払いを請求する事業者又はその委託を受けた者（以下「公共料金等加盟店」）に対して、公共料金等加盟店の定める手続きにより利用登録を行うとともに、その内容を受注者に対して通知するものとする。

- ② 各月のカード利用代金については、各月末日を締切日とし、翌月１５日までに請求書及び明細書（利用日、利用先、利用金額等が記載されているもの）を発行して発注者へ通知すること。

ただし、公共料金等の３月利用分については、４月１０日（休日の場合は、直前の発注者の開庁日とする）までに提出すること。

なお、支払期限は請求書受領後３０日以内とする。

- ③ 公共料金等加盟店に対する利用代金の支払いは、受注者が発行する請求書に基づき、発注者がカード会社の指定する口座に対する銀行振込で行う。

なお、公共料金等に係る利用者が複数の官署、事業者等に分かれる場合や、支払に充当する予算科目が複数の予算科目に跨る場合は、多数の銀行振込により支払いを行うことがあり、この場合は振込日が全て同一の日とならない場合がある。この場合、発注者は各振込額の明細を、金額及び振込名義を明示して受注者に通知する。

- ④ 発注者が同時履行の抗弁等、適法な理由により公共料金等加盟店に対する支払の停止を求める場合には、受注者から公共料金等加盟店への支払を保留できること。
- ⑤ 公共料金及び物品の各供給事業者に対する支払遅延が発生した場合については、受注者の責任において解決するものとし、発注者及び発注者が指定する者に対して遅延損害に係わる一切の請求を行わないものとする。
- ⑥ 発注者は、カード決済により購入した物品について、未着、品違い、員数不足、不良等の事故が発生し、加盟店との間で紛議が生じた場合は、速やかにその旨を受注者に通知するものとする。
- ⑦ 受注者は、前項の通知があった場合、当該通知に基づき速やかに調査を行い、発注者の主張に相当の理由があると認められたときは、当該加盟店への支払を留保するものとする。
- ⑧ 発注者及び受注者は、会員番号の流出や不正使用が判明した場合及びその恐れがある場合には、直ちに相手方に通知するとともに、受注者は当該会員番号の利用停止手続き及び新たな会員番号の発行を行うものとする。
- ⑨ 会員番号が発注者以外の者によって不正に利用された場合において、発注者に故意・重過失が無い場合には、発注者は不正利用分について支払義務を負わないものとする。

6 その他

- ① 本業務の円滑な運営を図るため、受注者は発注者に対し連絡窓口を書面にて通知すること。
- ② 受注者は、業務遂行上知り得た情報について、契約終了後を含め、これを他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- ③ 仕様書に定めなき事項または不明な点がある場合は、その都度担当職員と協議を行い、詳細についてはその指示に従うこと。
- ④ 受注者は本契約を履行するにあたり、関係法令を遵守しなければならない。
- ⑤ 情報漏えい及び支払遅延等の事故が生じた場合は、次の連絡先に報告のうえ発注者

の指示に従うこと。また、当該事象の発生に伴い発注者との間で協議の場を設けることとなった場合、その議事録を開催後3日以内に発注者へ提出すること。

(契約担当部局) 千葉労働局 総務部 総務課 会計第2係

電話番号 043-221-4311

別表 1

利用限度額等		
1 件あたり利用限度額	月間利用見込額	年間利用見込額
	1,000,000	12,000,000

※利用見込額については、記載した金額の利用を確約するものではない。

契 約 書

支出負担行為担当官千葉労働局総務部長（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）との間に、以下の条項に基づき、クレジットカード方式による公共料金等の決済業務（以下「業務」という。）に関する契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

（業務内容）

第2条 乙は、仕様書に基づき、この契約条項及び関係法令を遵守して業務を行うものとする。

（契約期間）

第3条 本契約の契約期間は、令和8年9月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金の免除）

第4条 甲は、乙に対して契約保証金の納入を免除する。

（契約金額）

第5条 本契約において、甲は、加盟店に対する甲のクレジットカード利用金額以外の支払は要しないものとし、年会費その他の費用は、名義の如何を問わず発生しないものとする。

2 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行するために要する一切の費用は、乙の負担とする。

（クレジットカード利用金額の支払）

第6条 乙は、毎月末日を締切として支払請求書を作成し、甲に翌月15日までに請求するものとする。

ただし、3月利用分については、4月10日（休日の場合は、直前の甲の開庁日とする）までに請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から支払請求書が提出されたときは、10日以内に甲の指定する検査職員をして検査を行う。

3 支払請求書が前項の検査に合格した場合には、適法な支払請求書として受理し、その日から30日以内に銀行振込の方法で請求金額を支払うものとする。

4 本契約が解除され、又は終了した後であっても、契約中に甲が利用した、加盟店に対するクレジットカード利用金額については、前3項の例により支払うものとする。

（遅延利息）

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により支払を遅延した場合、支払期限到来の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、未払金額に対し「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」（昭和24年大蔵省告示第991号）で定める率を乗じて計算した金額（百円未満切り捨て）を遅延利息として支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若

しくは一部を第三者(子会社等を含め、乙と人格又は法人格が異なる者をいう。以下同じ。)に譲渡又は委任してはならない。

ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、乙から債権を譲り受けた者(以下「譲受人」という。)が甲に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 甲は、承諾のときにおいて本契約上乙に対して有する一切の抗弁について留保すること。
 - (2) 譲受人は、譲渡対象債権について、前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又は質権の設定その他債権の帰属又は行使を害することを行わないこと。
 - (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲渡対象債権の内容に変更を生ずることを含めて譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。
 - 4 乙は、第1項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(再委託)

第9条 乙は、業務の全部を第三者に委託(請け負わせる場合を含む。以下同じ。)してはならない。

- 2 乙は、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に委託してはならない。
- 3 乙は、業務の全部について甲に対して責任を負い、第三者への委託を理由として責任を免れない。乙が委託した内容について、第三者が更に委託した場合も同様とする。

(守秘義務)

第10条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならず、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。本契約が解除され、又は終了した後であっても同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第11条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、自己の都合により、乙に対し1ヶ月の予告期間をもって書面により通告し、この契約を解除することができる。この場合において、甲は解除に起因した損害について乙に賠償を要しない。

2 甲又は乙は、相手方が本契約条項に違反し、又は履行しないときは、書面により契約の遵守又は履行を催告した上で、契約の全部又は一部を解除することができる。

ただし、民法第542条各項各号に定める事由が発生した場合、及び第10条の規定に違反した場合は催告を要せず、直ちに解除することができる。

(談合等の不正行為に係る契約の解除)

第13条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。
 - (3) 乙が競争参加資格を有していなかった、又は競争参加資格確認書類その他応募の際の提出書類に事実と異なる記載があったとき。
 - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - (5) この契約で定められた報告を定められた時機に行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号の事実を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。ただし、その損害が天災地変その他乙の責に帰し得ない事由に基づく場合はこの限りでない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、第6条に基づく支払済利用金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に

- 限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各号の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第16条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第17条 本契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(暴力団排除の推進)

第18条 暴力団排除の推進については、「暴力団排除の推進に関する特約」の定めるところによる。

(このページ終わり)

暴力団排除の推進に関する特約

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 暴力的な要求行為。
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- （4） 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- （5） その他前各号に準ずる行為。

（表明確約）

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるため

の措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(暴力団排除の推進に関する特約終わり)

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年●月●日

甲 千葉県千葉市中央区中央4-11-1
支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 高橋 行紀

乙